

令和7年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第2号	専決処分の報告について（令和6年度清瀬市一般会計補正予算（第9号））	<p>清瀬市物価高騰対策支援給付金給付事業を早急に執行するにあたり予算計上して準備をする必要が生じたため、一般会計補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和7年第3号</p> <p>2 専決処分日 令和7年2月4日</p> <p>3 主な内容</p> <p>予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 38,405,183千円</p> <p>(2) 補正予算額 433,820千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 38,839,003千円</p> <p>歳入</p> <p>(4) 補正予算歳入額 433,820千円</p> <p>国庫支出金 433,820千円</p> <p>(国庫補助金)</p> <p>歳出</p> <p>(5) 補正予算歳出額 433,820千円</p> <p>民生費 清瀬市物価高騰対策支援給付金給付事業 433,820千円</p> <p>所管課 財政課</p>	3月27日 承認
議案 第3号	令和7年度清瀬市一般会計予算	<p>歳入総額 39,375,000千円</p> <p>市税 10,344,703千円</p> <p>地方譲与税 119,000千円</p> <p>利子割交付金 59,000千円</p> <p>配当割交付金 146,000千円</p> <p>株式等譲渡所得割交付金 178,000千円</p> <p>法人事業税交付金 232,000千円</p> <p>地方消費税交付金 1,895,000千円</p>	3月27日 可決

		環境性能割交付金	46,000 千円	
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	42,000 千円	
		地方特例交付金	88,000 千円	
		地方交付税	4,890,000 千円	
		交通安全対策特別交付金	6,000 千円	
		分担金及び負担金	111,858 千円	
		使用料及び手数料	353,465 千円	
		国庫支出金	8,193,915 千円	
		都支出金	6,781,764 千円	
		財産収入	945,805 千円	
		寄附金	32,601 千円	
		繰入金	1,458,844 千円	
		繰越金	400,000 千円	
		諸収入	343,045 千円	
		市債	2,708,000 千円	
		歳出総額	39,375,000 千円	
		議会費	302,008 千円	
		総務費	6,522,507 千円	
		民生費	19,828,397 千円	
		衛生費	2,407,843 千円	
		労働費	4,542 千円	
		農林業費	121,761 千円	
		商工費	140,462 千円	
		土木費	1,421,033 千円	
		消防費	1,124,820 千円	
		教育費	5,335,145 千円	
		公債費	2,145,212 千円	
		諸支出金	1,270 千円	
		予備費	20,000 千円	
				所管課 財政課
議案 第 4 号	令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業 特別会計予算	歳入総額	7,837,000 千円	3月27日 可決
		主なもの		
		国民健康保険税	1,310,217 千円	
		都支出金	5,348,123 千円	
		繰入金	1,168,052 千円	

		歳出総額 7,837,000 千円 主なもの 保険給付費 5,202,995 千円 国民健康保険事業費納付金 2,313,850 千円 所管課 保険年金課	
議案 第 5 号	令和 7 年度清瀬市駐車場事業特別会計予算	歳入総額 73,000 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 72,000 千円 歳出総額 73,000 千円 駐車場費 44,173 千円 予備費 1,000 千円 諸支出金 27,827 千円 所管課 道路交通課	3月27日 可決
議案 第 6 号	令和 7 年度清瀬市介護保険特別会計予算	歳入総額 7,705,000 千円 主なもの 保険料 1,386,000 千円 国庫支出金 1,867,016 千円 支払基金交付金 1,980,833 千円 都支出金 1,100,760 千円 繰入金 1,363,287 千円 歳出総額 7,705,000 千円 主なもの 保険給付費 7,054,933 千円 地域支援事業費 447,867 千円 所管課 介護保険課	3月27日 可決
議案 第 7 号	令和 7 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計予算	歳入総額 2,549,000 千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 1,212,958 千円 繰入金 1,239,274 千円 歳出総額 2,549,000 千円 主なもの 広域連合納付金 2,368,371 千円	3月27日 可決

		保健事業費 122,173 千円 所管課 保険年金課	
議案 第 8 号	令和 7 年度清瀬市下水道事業会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,297,840 千円 営業収益 1,068,333 千円 営業外収益 229,507 千円 下水道事業費用 1,313,110 千円 営業費用 1,232,986 千円 営業外費用 78,924 千円 特別損失 200 千円 予備費 1,000 千円 資本的収支 資本的収入 302,812 千円 企業債 269,970 千円 他会計出資金 11,886 千円 国庫補助金 8,250 千円 都補助金 4,500 千円 負担金等 8,206 千円 資本的支出 619,609 千円 建設改良費 328,975 千円 企業債償還金 290,634 千円 所管課 下水道課	3月27日 可決
議案 第 9 号	令和 6 年度清瀬市一般会計補正予算 (第 10 号)	補正前の歳入歳出総額 38,839,003 千円 補正後の歳入歳出総額 39,620,913 千円 補正予算歳入額 781,910 千円 主なもの 地方交付税 349,798 千円 国庫支出金 258,477 千円 都支出金 97,457 千円 財産収入 △748,834 千円 寄附金 11,520 千円 繰入金 510,702 千円 諸収入 △72,210 千円	3月27日 可決

		市債 375,000 千円 補正予算歳出額 781,910 千円 主なもの 総務費 △224,253 千円 民生費 238,664 千円 衛生費 4,000 千円 農林業費 △2,496 千円 土木費 657,024 千円 諸支出金 108,971 千円 所管課 財政課	
議案 第10号	令和6年度清瀬市介護保険特別会計 補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額 7,909,251 千円 補正後の歳入歳出総額 7,911,945 千円 補正予算歳入額 2,694 千円 主なもの 保険料 446 千円 国庫支出金 485 千円 支払基金交付金 524 千円 都支出金 243 千円 財産収入 753 千円 繰入金 243 千円 補正予算歳出額 2,694 千円 主なもの 地域支援事業費 1,941 千円 基金積立金 753 千円 所管課 介護保険課	3月27日 可決
議案 第11号	刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、刑法に規定する刑罰、「懲役」及び「禁錮」が統合され、新たな刑罰として「拘禁刑」が法律に規定されました。 これに伴い、条例で規定されている「懲役」及び「禁錮」を全て「拘禁刑」に改めたため、5つの条例を一括で一部改正をするものです。 改正する条例 1 清瀬市情報公開条例	3月27日 可決

		<p>2 清瀬市個人情報保護法施行条例</p> <p>3 清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例</p> <p>4 清瀬市職員の給与に関する条例</p> <p>5 清瀬市消防団条例</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、未来創造課、防災防犯課</p>	
議案 第12号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が一部改正されました。</p> <p>この改正において、同法第2条第8項として新たに1項が加えられ、次項以降の項が1項ずつ繰下げられたことを受け、関係条例において引用する同法同条の項数を改めるため3つの条例を一括で一部改正をするものです。</p> <p>改正する条例</p> <p>1 清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>2 清瀬市市税条例</p> <p>3 清瀬市都市計画税条例</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、課税課</p>	3月27日 可決
議案 第13号	清瀬市住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の規定に基づき宅地開発行為における公園等の整備の基準を緩和するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 公園等を設置しなければならない開発区域の面積の最低限度を3,000㎡から10,000㎡に緩和する。</p> <p style="text-align: right;">所管課 都市計画課、水と緑と公園課</p>	3月27日 可決
議案 第14号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>清柳橋架替え工事に伴い、市道の路線を廃止するものです。</p> <p>廃止路線</p> <p>1 清瀬市道0104号線 （下宿三丁目 清瀬水再生センター西側）</p> <p>2 清瀬市道1002号線</p>	3月27日 承認

		(下宿三丁目 清瀬水再生センター西側) 3 清瀬市道 1047 号線 (下宿三丁目 清瀬水再生センター西側) 所管課 道路交通課	
議 案 第 15 号	清瀬市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	昨年 10 月 18 日に東京都人事委員会が行った「令和 6 年人事委員会勧告等」において、同委員会は、「特定任期付職員の確保にあたり、競争力のある年収水準を必要とする」との考え方を示し、特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に勤勉手当の支給を可能とするよう勧告しました。 市は、この勧告に準拠し、この一部改正条例では特定任期付職員業績手当の規定を削る一部改正をするものです。 所管課 未来創造課	3月27日 可 決
議 案 第 16 号	清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が施行されました。 この法律の一部改正に沿い、市職員に適用する「子育て部分休暇」を新設し、「子の看護休暇」、「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する規定」及び「子どもを養育する者の超過勤務免除範囲」を改め、子育て支援及び介護支援等の拡充を図る一部改正をするものです。 所管課 未来創造課	3月27日 可 決
議 案 第 17 号	清瀬市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	日又は時間を単位として勤務する会計年度任用職員の期末勤勉手当は、条例に基づく会計年度任用職員の勤務態様に対応する基準日「9月30日及び3月31日」に沿って支給しています。 この基準日を正規職員等と同様の「6月1日及び12月1日」として、日又は時間を単位として勤務する会計年度任用職員に適用できるよう一部改正するものです。 所管課 未来創造課	3月27日 可 決
議 案 第 18 号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	昨年 10 月 18 日に東京都人事委員会が行った「令和 6 年人事委員会勧告等」において、同委員会は職員の手当に関して、配偶者に対する扶養手当を廃止し、子に係る手当及び通勤手当の支給限度額を引き上げる勧告をしました。 また、特定任期付職員の勤勉手当新設及び同職の期末手当	3月27日 可 決

		支給月数の見直しについても勧告しましたので、市は、この勧告に準拠して各手当等を一部改正するものです。	
		所管課 未来創造課	
議案 第19号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	清瀬市立芝山小第1学童クラブ、同第2学童クラブ及び同第3学童クラブは、本年4月1日から市立芝山小学校に隣接して新築した芝山小学童クラブ新棟に移転して運営を開始します。 移転により、上記3つの学童クラブの設置位置が変更されますので、一部改正するものです。 新設置位置 東京都清瀬市元町二丁目16番5号 (旧 東京都清瀬市元町二丁目16番8号)	3月27日 可決
		所管課 生涯学習スポーツ課	
議案 第20号	清瀬市副市長の選任について	瀬谷副市長の辞任に伴い、新たに地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定により現統括監・経営政策部長の今村広司氏を清瀬市副市長として選任するため、同法同条の規定に基づき市議会の同意を得るものです。	3月27日 同意
		所管課 未来創造課	
議案 第21号	清瀬市教育委員会教育長の任命について	現教育委員会教育長の坂田篤氏が今月末日をもって任期満了を迎えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、改めて坂田篤氏を清瀬市教育委員会教育長に任命するため、同法同条同項の規定に基づき市議会の同意を得るものです。	3月27日 同意
		所管課 未来創造課	
議案 第22号	清瀬市教育委員会委員の任命について	現教育委員会委員の鈴木美紀氏が来月15日をもって任期満了を迎えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、改めて鈴木美紀氏を清瀬市教育委員会委員に任命するため、同法同条同項の規定に基づき市議会の同意を得るものです。	3月27日 同意
		所管課 未来創造課	
議案 第23号	清瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	現固定資産評価審査委員会委員の小池良氏が今月末日をもって任期満了を迎えますので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、改めて小池良氏を清	3月27日 同意

		<p>瀬市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同法同条同項の規定に基づき市議会の同意を得るものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	
議案 第24号	人権擁護委員の推薦について	<p>現人権擁護委員の池田厚子氏が今年6月末日をもって任期満了を迎えますので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項に基づき、改めて池田厚子氏を、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、同法同条同項の規定により市議会に意見を聴くものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 市民協働課</p>	<p>3月27日 同意</p>